(公社)日本建築家協会　継続職能研修（CPD）細則

2002 年 5 月 31 日制定
2003 年 9 月 24 日一部改定
2003 年 12 月 24 日一部改定
2004 年 5 月 26 日一部改定
2005 年 6 月 21 日一部改定
2006 年 4 月 27 日一部改定
2007 年 9 月 25 日一部改定
2008 年 2 月 19 日一部改定
2010 年 2 月 19 日一部改定
2010 年 8 月 27 日一部改定
2010 年 12 月 20 日一部改定
2011 年 7 月 20 日一部改定
2015 年 7 月 28 日一部改定
2019 年 10 月 10 日一部改定
2025 年 2 月 14 日一部改定

（目的と概要）
第１条
この細則は、継続職能研修(CPD)規則(以下「規則」という。)第 4 条、第 6 条、第7条の規定に基づき、継続職能研修(CPD)制度の運営に必要な事項について定める。

（用語の定義）
第２条
この細則における主な用語を次のように定義する。
１．参加者
CPD評議会に参加登録を行い、CPDに参加する者をいい、JIA の正会員は会員規程第3条第4項に基づき会員義務として参加者に登録される。
２．プロバイダー
CPD評議会が認定した、認定プログラム提供者をいう。JIA本部委員会／部会、JIA支部／支部委員会／部会、JIA地域会／地域会委員会／部会及び関係諸団体、大学、各種学校、JIA会員事務所、JIA協力会員事業所、その他民間企業がそれにあたる。
３．認定プログラム
CPD制度の目的に合致する講習会その他の建築家の職能開発に資する、CPD評議会によって認定されたプログラムをいい、原則としてプロバイダーによって提供される。
４．登録料
正会員以外の者が参加者としてCPD評議会に登録するとき、及びプロバイダーがCPD評議会の認定を受け、CPD評議会にプログラム申請するとき、JIAに支払う費用をいう。
５．ＣＰＤ情報システム
参加者の履修管理、プログラムの申請、認定プログラムの告知等を行う WEB システムをいう。
６．建築CPD情報提供制度
JIA を含む建築関係団体で構成される建築 CPD 運営会議が運営する CPD 制度。各団体の CPD プログラム等の共有化により、他団体提供 CPD プログラムの相互利用等を促進し、建築士等の知識・技能の維持向上に資することを目的とする。
７．Web プログラム
Web 視聴によるプログラムをいう。

(告知の方法)
第３条
CPD制度に関し、CPD評議会が正会員に通知する必要があると認めた事項についての告知は、原則として、JIA機関紙又はJIAホームページをもって行う。

(研修の内容)
第４条
認定プログラムにおける研修内容は、別に定める形態分類及び分野分類の其々いずれかに該当するものとする。

（必須履修単位）
第５条
規則第4条3項による、正会員の3年間必須履修単位を、36単位とする。

CPD プログラムの形態分類表

形態		CPD 内容
1 参加学習型	講習会	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会）、通信教育等
	見学会	見学会、国内外視察、企業内研修（所属組織内における見学会、国内外視察）
	講師	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表会等、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察）、見学会・国内外視察の講師
2 情報提供型	社会貢献	専門家派遣としての災害対策支援活動※（震災時等建築物応急危険度判定、罹災証明書発行のための被害認定調査、被災者向け建築相談等）、地方自治体主催の建築相談等の公共性の高い活動

※地方自治体や建築関係団体による専門家派遣に限る。営利団体による専門家派遣（保険会社の依頼等）及び専門性を伴わない災害ボランティア等は含めない。

CPD プログラムの分野分類表

倫理・法令分野	倫理	
	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
	その他	
設計・監理分野	計画系	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存・再生、景観、福祉、環境、防災計画、等
	構造系	力学・動力学、構造解析、構造材料、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術、等
	設備系	空調
		衛生
		電気
		輸送
		全般
		その他
施工管理分野	建築系	総合施工計画、仮設、土工事、杭地業、躯体、仕上げ、改修、解体、等
	設備系	空調、衛生、電気、輸送、全般、その他
マネージメント分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネージメント、プロジェクトマネージメント、リスクマネージメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、ファシリティマネージメント、性能検証（コミッショニング）、等
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、、コンプライアンス、等
関連分野	関連分野	建築論、建築史、技術動向、BIM・CAD・その他コンピュータソフトウェア、工学技術に関する外国語、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子 SDGs、IoT、等

(単位の算定基準)
第６条
履修単位の算定は原則として　1時間1単位とする。なお、1つのプログラムに認定する単位数の下限は1単位とする。時間については、３０～８９分を１時間、９０～１４９分を２時間とする。

（履修要領）
第７条
認定プログラムの履修手順と履修単位の認定手順は次のとおりとする。
① CPD評議会による認定プログラムの告知。
② 認定プログラムへの参加。
③ CPD評議会はプロバイダー履修結果報告に基づく単位の認定。

(履修結果の記録及び通知)
第８条
履修結果の記録、保管、管理及び公表は以下の規定による。
１．参加者の履修結果の記録、保管及び管理は、CPD情報システム上でCPD評議会が行う。
２．参加者の履修結果記録の保管期間は、その事業年度終了後5年間とする。
３．参加者は CPD 情報システムで各自、履修状況を確認する。
４．CPD評議会は本人の要請があれば履修証明書を発行する。

(プロバイダー)
第９条
プロバイダーの認定と登録は以下の規定による。
１．プロバイダーになろうとするものは、CPD評議会の定める書式によりプロバイダー登録申請を行い、CPD評議会の認定を受けて、CPD評議会に登録される。
２．CPD評議会に登録されたプロバイダーは、以下の規定を守らなければならない。
①所定の登録料を所定の期限までに支払うこと。
ただし、JIA本部・支部の委員会活動等に基づくプロバイダーであるとCPD評議会が判断した場合には、登録料の支払いを免除する。
②認定プログラムの内容がプログラム認定基準に合致していること。
③参加者の記録等の管理を公正に行い、定められた方法で報告を行うこと。
④不公正な行為を行わず、CPD評議会が定めた規則を守ること。
３．認定プログラムの質を確保するため、CPD評議会はプロバイダーに対する監査を行うことができる。
４．監査の結果、必要と認めたとき、CPD評議会は、プロバイダーの登録を取り消すことができる。

(認定プログラム認定基準)
第１０条
プロバイダーが提供する認定プログラムの認定基準は以下による。
１．正会員の継続職能研修にふさわしい内容のものであること。
２．プログラムの内容は細則第4条の規定に適合していること。
３．プログラムは原則として全参加者に開かれていること。
４．認定しないプログラム
①懇親やレクリエーションを目的とするプログラム。
②内容が一般的で建築等の内容を含まないプログラム。
③通常業務に相当すると判断されるプログラム。
④飲酒を伴うプログラム。
５．認定時間の対象外
①開会閉会の挨拶、食事等休憩時間、見学等における移動時間等。
②試験、考査等の時間。
③販売促進を目的とした商品やサービスの説明時間。

(認定プログラムの認定・登録)
第１１条
プロバイダーが提供する認定プログラムの認定・登録の手順は以下による。
１．CPD評議会は、プロバイダーの提供するプログラムが、認定基準に適合しているかどうかを審査し、細則第4条のどの項目についての研修かを確認する。
２．CPD評議会は、建築CPD情報提供制度によるプログラムの相互利用のため、建築CPD情報提供制度プログラム認定基準及び判定指針に適合しているか確認する。
３．CPD評議会は、プログラムが認定基準に合致していない場合など、必要と認めるときは、プロバイダーに対し適宜指導を行う。
４．認定と登録は原則として次の手順で行われる。
①プロバイダーによるプログラムの企画。
②プログラム実施２週間前のCPD評議会への認定申請。
③CPD評議会によるプログラムの審査と認定。
④必要と認めるときは、CPD評議会からプロバイダーへ申請内容の確認。
⑤CPD評議会によるＣＰＤ情報システムへの認定プログラムの登録。これを以てプロバイダーへの認定通知とする。
５．第9条4項による監査の結果、CPD評議会はプログラムの認定を取り消すことができる。
６．プロバイダーは、Web プログラムを提供することができる。Web プログラムを提供する場合は、別に定める、講習会・講演会等に関する合意書により、当該講習内容が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証することを確認しなければならない。

（認定プログラムの評価）
第１２条
参加者は以下の規定により、自ら参加した認定プログラムを評価することができる。
１．CPD評議会は、参加者に対して任意に、受講した認定プログラムのテーマ、内容、講師、教材、時間等に関する事後評価を求めることができる。
２．参加者は受講した認定プログラムに関して、テーマ、内容、講師、教材、時間等に関する評価をCPD評議会に提出することができる
３．CPD評議会は1．及び2．の評価を基に、プロバイダーに対して、適宜指導する。
４．CPD評議会は1．及び2．の評価結果を、よりよいプログラムの開発のために使用することができる。

（諸費用）
第１３条
第2条4の登録料は以下の通りとする。
１．正会員以外の参加登録料は初年度4，000円/年、次年度以降3，000円/年。ただし、4 月 1 日から翌年3月31日を１年とする。
２．プログラム登録料は1年間のプログラム申請件数により、下記のいずれかとする。ただし、4 月 1 日から翌年3月31日を１年とする。
①1～9件まで　5，000円/1プログラム。
②10～49件のプログラム　50，000円/年。50件以上の場合は+25件ごとに25，000円加算。

付則
(1)施行
2011年7月20日の改定は、理事会の承認を得て2011年7月21日より施行する。但し、第15条2について、2011年6月28日までに登録済のプロバイダーは、次回更新時からの適用とする。
2015年7月28日の改定は、理事会の承認得て2015年10月 1 日より施行する。
2019年10月10日の改定は、理事会の承認得て2019年10月10日より施行する。